

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正に伴う品質マネジメントシステムに係る変更）に係る面談

2. 日時：令和2年9月7日（月）13時25分～14時45分

3. 場所：原子力規制庁18階会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

宇野課長補佐、高松専門職

東京電力ホールディングス株式会社（TV会議システムによる出席）

福島第一廃炉推進カンパニー 廃炉安全・品質室 担当3名

福島第一原子力発電所 建設・運用・保守センター 担当2名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、令和2年6月29日付けで受理した実施計画変更認可申請（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正に伴う品質マネジメントシステムに係る変更）について、令和2年9月7日付けで受理した補正申請の内容も含めて資料にもとづき説明があった。

- 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の適用について、他サイトと異なる福島第一原子力発電所特有の部分は、使用前事業者検査等は適用除外となるため自主検査等と記述すること。また、検査の独立性を確保する方法は、主任技術者による確認を実施するとしていること。
- 実施計画Ⅲ章第1編68条と第2編107条の施設管理計画については、規則改正を反映するとともに、1～4号機と5、6号機と同等となるよう見直したこと。

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認し、以下の対応を求めた。

- 規則改正に伴う追加要求事項の反映状況を変更比較表で説明を受けたが、どの追加要求事項の反映が明示されていない箇所があるので、再度整理し説明すること。

6. その他

資料：前回面談時にご指摘いただいたコメントに対する回答

福島第一原子力発電所 規則改正に伴う変更 補正内容説明資料